

指定管理者選定基準

I 選定に当たっての基本的事項

加茂ショッピングパークメリア 3 階の指定管理者の指定にあたっては、次に掲げる基本的事項を基本として総合的に審査し、候補者の選定を行います。

〔基本的事項〕

- ①施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、適切な管理とサービスの向上が図られるものであること。
- ③管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- ⑤個人情報情報を適正に取り扱う体制が整備されていること。
- ⑥事業計画に基づく施設管理について、関連法令を遵守していること。

- (1) 上記の基本的事項を満たさない団体は、審査対象外とします（審査後、対象外となる場合もあります）。なお、上記の条件を明らかに該当しないと認められるものは、採点の如何を問わず、資格がないものとして（審査作業をするまでもなく判断できるものは、採点作業から除外します）。

(例)

- ・平等な利用・・・暴力団等からの申請
- ・サービスの向上・・・利用料金の値上げ
- ・施設管理の安定・・・警備等管理業務の要求水準未達成
- ・法令等の抵触・・・運営方法等の提案が明らかに法令等に違反しているもの
- ・その他、関係法令等に基づく基準を満たさないもの

- (2) 指定管理者の候補者の選定方法

候補者の選定は、別記 I「指定管理者候補者の選定の配点と審査のポイント表」に基づいて評価し、行うものとします。

II 選定結果の通知及び公表

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を選定します。

選定結果については、応募者に対して文書で通知するとともに、加茂市ホームページ等を通じて公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。